

保証マンスリーは東京信用保証協会がお届けする保証情報誌です。

保証マンスリー

保証マンスリー(バックナンバー含む)は、当協会ホームページにも掲載されていますので、ご利用ください。 <http://www.cgc-tokyo.or.jp>

2009
Vol.30
No.2 **2**



*Monthly Headline

貸付実行時の留意点【終期と返済日のとり方】

「中小企業者アンケート」調査結果

*金融機関のみなさまへ

年度末に向けた保証申込はお早めに

*Information

「創業フォーラム2009」を東京商工会議所と開催しました

「フランチャイズショー2009」に出展します



TOKYO
GUARANTEE

東京信用保証協会

貸付実行時の留意点【終期と返済日のとり方】

金融機関から貸付実行の際に「終期と返済日のとり方」についての問合せを多くいただきます。今回は、今月末日が金融機関の休日にあたることから、終期と返済日のとり方について具体例をあげてご説明します。あわせて、貸付実行報告の誤り等により再報告が必要となる場合の留意点もお知らせします。

①終期のとり方について

●貸付個別保証・貸付根保証・当座貸越根保証（当貸1・当貸2・当貸ホップ）の場合

- ・終期は原則として貸付実行日の応当日です。ただし、希望する場合は応当日から遡って1ヵ月未満の範囲内で設定できます。
- ・月末が金融機関の休日にあたるために、その前営業日に貸付実行した場合でも終期を設定できるのは貸付実行日の応当日までです。ご注意ください。

【例】保証期間：12ヵ月、貸付実行日：H21.2.27



- ・貸付実行日が月末のときは、大の月、小の月にかかわらず、最後の月の月末まで終期を設定できます。

【例】保証期間：6ヵ月、貸付実行日：H21.4.30



●手形割引根保証（新規）の場合

- ・応当日の前日から遡って1ヵ月未満の日（ただし、前月の応当日まで）の範囲で設定できます。

※更新の場合は、信用保証書の保証期間に表示された確定日が終期となります。

【例】保証期間：12ヵ月、貸付実行日：H21.2.27



ご注意ください！

終期を貸付実行日の応当日等、最長でとった時に、当日が休日にあたるため翌営業日に終期を設定すると、信用保証書に表示した保証期間を超過することになり、保証条件と合致しません。（金銭消費貸借契約書等契約書上には休日を記載し、履行日が翌営業日となることはさしつかえありません。）

②返済日のとり方について

●基本の考え方（環保全を除く）

- ・第1回返済日は貸付実行日の応当日が原則です。ただし、希望する場合は応当日から遡って1ヵ月未満の範囲、または応当日を含む月の月末までの範囲で設定が可能です。
- ・貸付実行日が月末のときは応当日を月末と読みかえます。また、期中の返済日と最終期日は一致しなくても構いません。

【例】保証期間：12ヵ月、貸付実行日：H21.3.11、返済方法：1ヵ月目から割賦



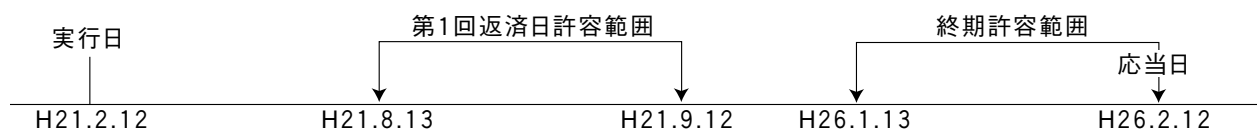
ご注意ください！

大の月の30日に貸付実行し、第1回返済日を翌日の31日に設定した場合、返済回数は保証条件どおりとなりますが、保証期間が1ヵ月短くなり、保証条件と合致しません。

● 環保全の場合

- ・返済条件は6ヵ月の据置を取り、7ヵ月目からの月賦元金均等償還となります。
- ・第1回返済日は6ヵ月据置後、貸付実行日の7ヵ月目の応当日が原則です。ただし、希望により応当日から遡って1ヵ月未満の範囲で設定できます。
- ・期中の返済日と最終返済日は一致しなくても構いません（平成20年度より）。

【例】保証期間：60ヵ月、貸付実行日：H21.2.12、月賦元金均等償還



③ 「貸付実行報告書（再報告）」について

保証付融資実行時には実行データを当協会にお送りいただいております（これを貸付実行報告といいます）。貸付実行報告の誤り等により再報告が必要となった場合は、当協会から金融機関へ「貸付実行報告について（照会）」を発送します。

内容を確認の上、同報告書下段の「貸付実行報告書（再報告）」により再報告をお願いします。特に「貸付期間が保証期間と合致しない場合」や「設定した約定日が保証条件に合致しない場合」は金銭消費貸借契約書で契約内容を確認した上で、同報告書を記入してください。

なお、金銭消費貸借契約書に誤りがある場合は同契約書を訂正した上で、同報告書をご記入ください。

A：誤りのある箇所*が表示されます。

B：相違内容が表示されます。

C：*が表示された箇所だけではなく、全ての項目をご記入ください。

なお、金銭消費貸借契約書に誤りがある場合は、必ず同契約書を訂正した上で、再報告をしてください。

この件のお問合せは、管理部信用保険課（TEL03-3272-2274）までお願いします。

「中小企業者アンケート」調査結果

当協会では、中小企業の皆さまの声を直接お聞きし、業務に役立てるため、毎年「中小企業者アンケート」調査を実施しています。このたび、平成20年9月に実施したアンケート調査の結果がまとまりましたのでご報告します。

多くの皆さまにご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

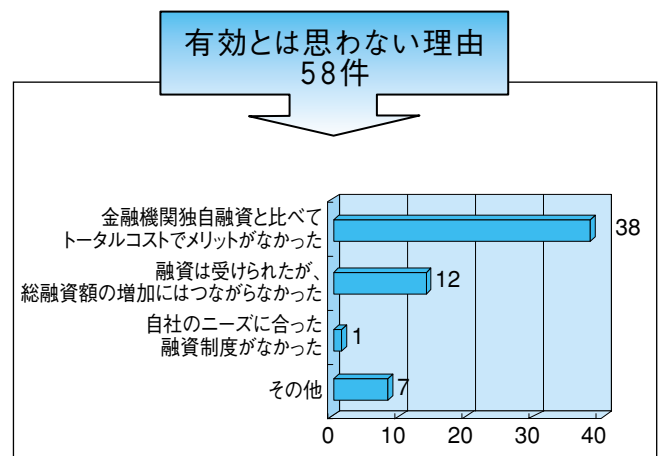
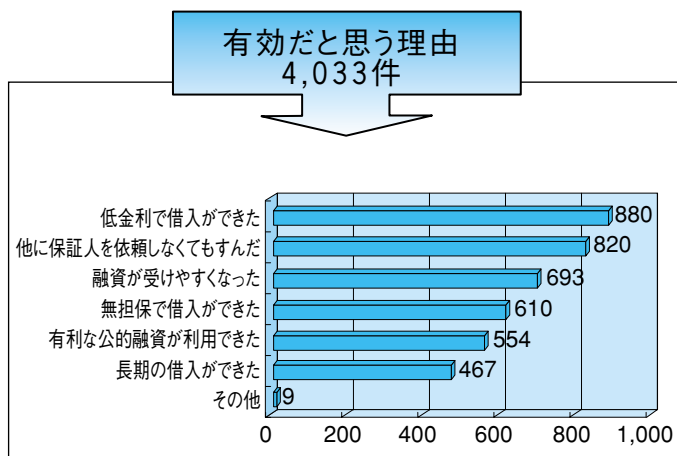
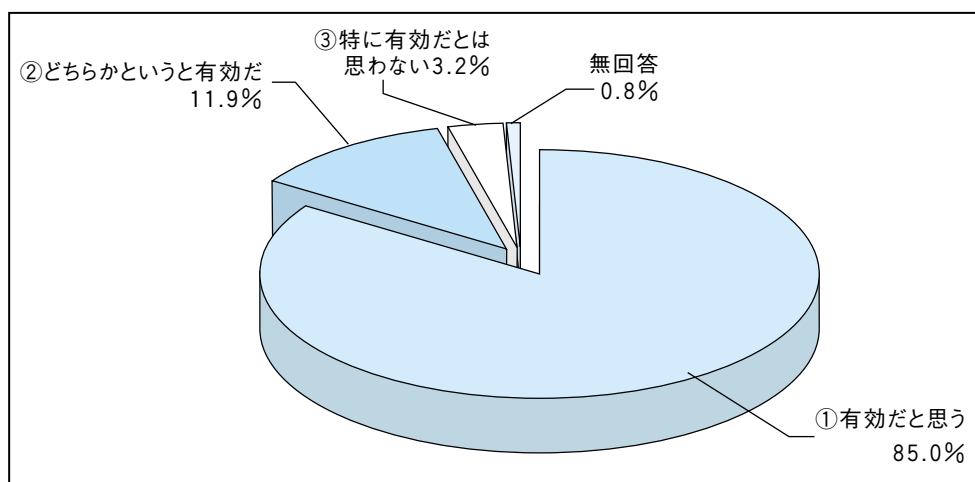
調査対象	7,000社
有効回答企業数	2,153社
有効回答率	30.8%

1. 保証協会を利用した資金調達は有効でしたか？

ここ数年で最高の96.9%、2,085社の方々から【有効】または【どちらかというとも有効】との回答をいただきました。

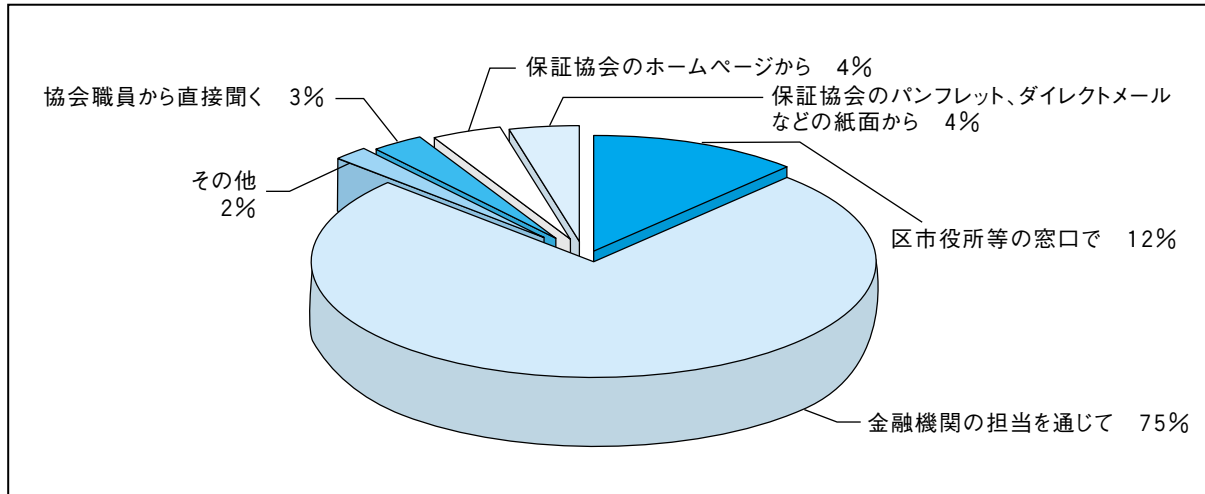
その理由として最も多くあげられたのが「低金利での借入が可能」(880社)、「他に保証人を依頼しなくてもすんだ」(820社)、「融資が受けやすくなった」(693社)、といったご意見でした。

一方、【有効とは思わない】と回答した方々からは「トータルコストでのメリットがない」(38社)、「融資を受けられたが、総融資額の増加には繋がらなかった」(12社)とのご指摘をいただきました。



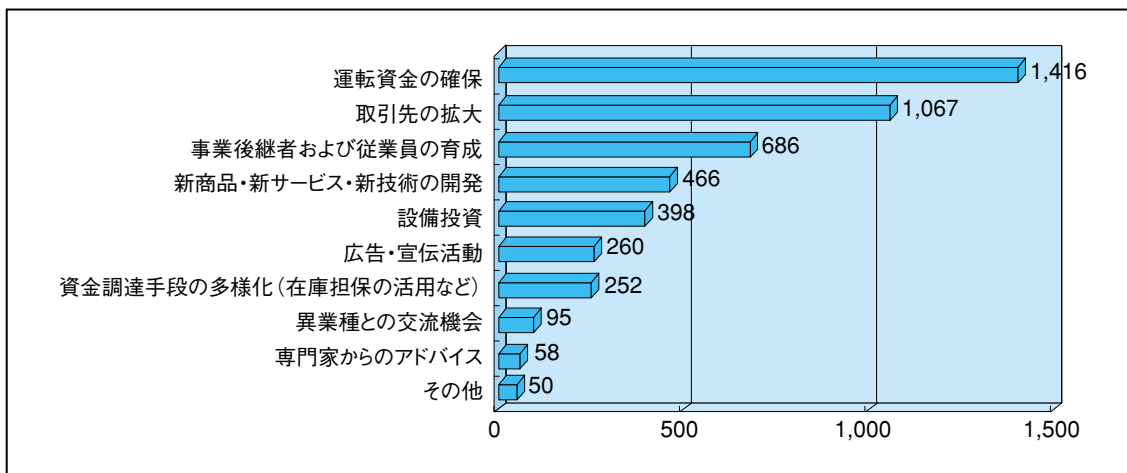
2.保証協会に関する情報の入手方法について

金融機関の担当の方を通じて、情報収集していると回答された方がもっとも多く、1,914社（74.7%）でした。次いで、「市区役所等の窓口」が290社（11.3%）でした。



3.貴社の事業経営に必要なものは？

回答総数4,825件のうち最も多かったのは「運転資金の確保」(1,416社)でした。以下「取引先の拡大」(1,067社)、「事業後継者および従業員の育成」(686社)と続き、多岐にわたる項目があげられました。



14回目を迎えました今回のアンケート、皆さまから大変貴重なご意見を多数いただく事ができました。

これらのご意見を参考にさせて頂き、より一層の業務改善をはかっていきたいと思っております。今後とも、ご意見等がございましたら、お気軽にお寄せください。

※ 本アンケートの結果は当協会ホームページにも掲載しております。

<http://www.cgc-tokyo.or.jp>

この件のお問合せは、企画部広報課（TEL03-3272-3089）までお願いします。

業 務 概 況 (平成20年12月)

(単位:百万円、%)

	月 間				年 度 累 計			
	件 数	金 額	前 年 同 月 比		件 数	金 額	前 年 同 期 比	
			件 数	金 額			件 数	金 額
保 証 申 込	33,026	849,586	222.0	430.1	140,236	2,527,065	101.2	139.5
保 証 承 諾	38,445	833,875	267.3	528.6	124,791	1,860,840	96.3	120.2
保 証 債 務 残 高	533,959	4,551,468	97.8	104.5
代 位 弁 済	1,628	16,055	165.1	189.3	13,275	130,669	129.1	153.4
回 収	2,590	89.2	18,014	75.9

ここがポイント!

～平成20年度第3四半期の事業概況～

●保証承諾

今年度(H20.4～12)の保証承諾累計は124,800件(前年同期比96.3%)、1兆8,608億円(同120.2%)です。保証承諾金額の増加は、10月31日から取り扱いを開始した「緊急保証制度」(東京都制度融資「経営緊急」および全国制度「全国緊急」)等の保証承諾などによるものです。

「緊急保証制度」の保証承諾は31,400件、8,715億円です。

【月別保証承諾状況】

(単位:百万円、%)

	件 数		金 額		前 年 同 月 比	
		(うち、緊急保証制度)		(うち、緊急保証制度)	件 数	金 額
平成20年11月	13,610	5,050	2,329	1,437	111.2	194.2
平成20年12月	38,445	26,359	8,339	7,278	267.3	528.6

保証承諾金額の増加に伴い、保証債務残高は4兆5,515億円となりました。保証債務残高が4兆5,000億円を超えたのは平成15年度末以来です。

●代位弁済

代位弁済は4,834企業、1,307億円(前年同期比153.4%)です。

●回 収

回収総額は180億円(前年同期比75.9%)です。

金融機関のみなさまへ

年度末に向けた保証申込はお早めに

例年、年度末に向けて保証申込が集中します。当協会では処理の迅速化に努めておりますが、年度内の融資実行をご希望の場合はお早めにお申込みください。また、お申込の際は必要書類の添付漏れや申込書の記入漏れがないよう、ご協力をお願いします。

●添付漏れの多い書類例

事業計画書	「全国緊急」等セーフティネット保証や「資金繰り」で既存の保証付借入を完済条件とするお申込の際に添付してください。ただし、セーフティネット保証であっても東京都制度融資（「経営緊急」等）や区市町制度でお申込の場合は不要です。
借換同意書・借換依頼書	他行の保証付借入を完済条件とする申込の場合、必要です。
「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト等	中小企業の会計処理による保証料率割引を希望される場合に必要です。併せて、信用保証委託申込書の【会計処理】欄の該当する番号に○を付けてください。なお、割引対象は会社に限ります。個人事業者、組合、医療法人等は対象となりません。
法人税、所得税等の領収証書(写)	直近決算における領収証(写)を添付してください。なお、原則として同一決算期に既に保証をご利用の場合は不要です。また、初回申込等の場合、納税証明書原本をお願いすることがあります。

●申込書の記入漏れが多い例

信用保証委託申込書の【従業員】【会計処理】【保証料分納希望】【団信加入希望】欄
信用保証依頼書の【保証料返戻預金口座】欄（既存の保証付借入を完済条件とする場合）

※割引手形及び裏書手形残高について

直近決算書に割引手形及び裏書手形残高の表記がない場合は、決算期時点の残高をお客さまにご確認の上、貸借対照表の欄外等にご記載ください。

この件のお問合せは、本・支店保証課までお願いします。

事業所一覧

●本店

〒104-8470 中央区八重洲2-6-17
TEL.03 (3272) 2251 (大代)

- 保証部(担当地区/千代田・中央・港・島嶼)
TEL.03 (3272) 3151 FAX.03 (3272) 3155
- 創業アシストプラザ(創業にかかる相談・保証)
TEL.03 (3272) 2279 FAX.03 (3272) 2508
(23区及び島嶼)

●池袋支店(担当地区/豊島・板橋・練馬)

〒170-0013 豊島区東池袋1-5-6 池袋三和東洋ビル7F
TEL.03 (3987) 5445(代) FAX.03 (3987) 7523

●五反田支店(担当地区/品川・目黒)

〒141-0031 品川区西五反田2-29-5 日幸五反田ビル4F
TEL.03 (3493) 4991(代) FAX.03 (3493) 4260

●錦糸町支店(担当地区/墨田・江東・江戸川)

〒130-0013 墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル4F
TEL.03 (5608) 2011(代) FAX.03 (5608) 2320

●新宿支店(担当地区/新宿・中野・杉並)

〒160-0023 新宿区西新宿6-3-1 新宿アイランド・ウィングビル3F
TEL.03 (3344) 2251(代) FAX.03 (3344) 2390

●千住支店(担当地区/足立・荒川)

〒120-0036 足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル2F
TEL.03 (3888) 7231(代) FAX.03 (3888) 7293

●上野支店(担当地区/文京・台東・北)

〒111-0041 台東区元浅草2-6-7 マタイビル5F
TEL.03 (3847) 3171(代) FAX.03 (3847) 3191

●渋谷支店(担当地区/渋谷・世田谷)

〒150-0002 渋谷区渋谷3-28-13 渋谷新南口ビル5F
TEL.03 (5468) 0135(代) FAX.03 (5468) 1037

●葛飾支店(担当地区/葛飾)

〒125-0062 葛飾区青戸7-2-5
東京都城東地域中小企業振興センター3F
TEL.03 (5680) 0801(代) FAX.03 (5680) 0807

●大田支店(担当地区/大田)

〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20
東京都城南地域中小企業振興センター3F
TEL.03 (5710) 3610(代) FAX.03 (5710) 3091

●立川支店(担当地区/八王子支店担当以外の多摩地区)

〒190-0012 立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル5F
TEL.042 (525)6621(代) FAX.042 (525) 8712

○創業アシストプラザ多摩分室(創業にかかる相談・保証)

TEL.042 (525) 3101 FAX.042 (525) 3381
(多摩地区)

●八王子支店(担当地区/八王子市・日野市・町田市・多摩市・稲城市)

〒192-0046 八王子市明神町3-20-6
八王子ファーストスクエアビル3F
TEL.042 (646) 2511(代) FAX.042 (646) 1970

保証の申込・ご相談

申込の手続や提出書類等について知りたい
金融相談窓口を利用したい
保証制度について知りたい
保証料率等のご照会

保証部(本店2階) 03-3272-3151
支店保証課(事業所一覧参照)

*お客様の利便性を考慮し、担当地区制をとっています。
法人の方は登記上の本店所在地、個人の方は住民登録地を担当する窓口へお越しください。また、都外に本店または住民登録のある方は、都内営業所の所在地の窓口までお願いします。

創業の申込・ご相談

創業に関する相談をしたい
創業アシストプラザ(本店7階)
03-3272-2279
創業アシストプラザ 多摩分室
042-525-3101

社債保証について

特定社債保証制度の
申込手続きについて知りたい
社債・制度保証課(本店2階)
03-3272-3083

信用保証料について

信用保証料の計算方法、納付手続き、
返戻等について知りたい
経理課(本店5階)
03-3272-3003

保証条件変更手続きについて

返済額や保証期間の変更をしたい
代表者を変更したので連帯保証人を変更したい
保証条件担保の変更をしたい
条件変更部条件変更課(本店5階) 03-3272-2273
立川支店管理課042-525-6421

延滞、その他事故が発生した時について 代位弁済について

事故報告の手続きについて知りたい
債権保全に関する事等、事前協議をしたい
代位弁済請求の手続について知りたい
債権書類の引渡し等について
代位弁済課(本店4階) 03-3272-2272
立川支店管理課 042-525-6421

Information

「創業フォーラム2009」を東京商工会議所と開催しました

1月18日（日）、東京商工会議所との共催による「創業フォーラム2009」を東京商工会議所国際会議場にて開催しました。

当イベントは東商「創業ゼミナール」や「創業塾」を終了された方などを主な対象として行う創業者向けのイベントです。第1部は起業に成功した経営者による講演会、第2部は東商「創業ゼミナール」出身の起業家参加によるパネルディスカッション、第3部は参加者による交流会が行われました。

当日は創業ゼミナールを修了された方のほか、当協会創業アシストプラザを利用し創業された方など、多くの方に参加いただきました。



【講演会の様子】



【パネルディスカッションの様子】

「フランチャイズショー2009」に出展します

当協会では中小企業向けイベントに積極的に参加し、個別相談や広報活動を行っています。

3月10日（火）～12日（木）に東京ビッグサイトで開催される「フランチャイズショー2009」に出展し、リーフレット配布や保証協会の業務内容の説明、ブースでの個別相談を行います。

皆さまのご来場をお待ちしております。



【昨年のブース出展の様子】

